

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年農林水産省・国土交通省令第 3 号）による宅地造成等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 宅地造成等規制法施行規則の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。
（別表関係）
- (2) この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第2条関係）		本則・付則 省略 別表（第2条関係）	
(1)～(32)の4 省略		(1)～(32)の4 省略	
(33) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下この項において「旧法」という。）および宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	長浜市および高島市	(33) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下この項において「旧法」という。）および <u>宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）</u> （以下この項において「旧省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務	長浜市および高島市
ア～ツ 省略		ア～ツ 省略	
テ <u>宅地造成等規制法施行規則</u> 第30条の規定による旧法第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付		テ <u>旧省令第30条</u> の規定による旧法第8条第1項および第12条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	
(34)以下 省略		(34)以下 省略	